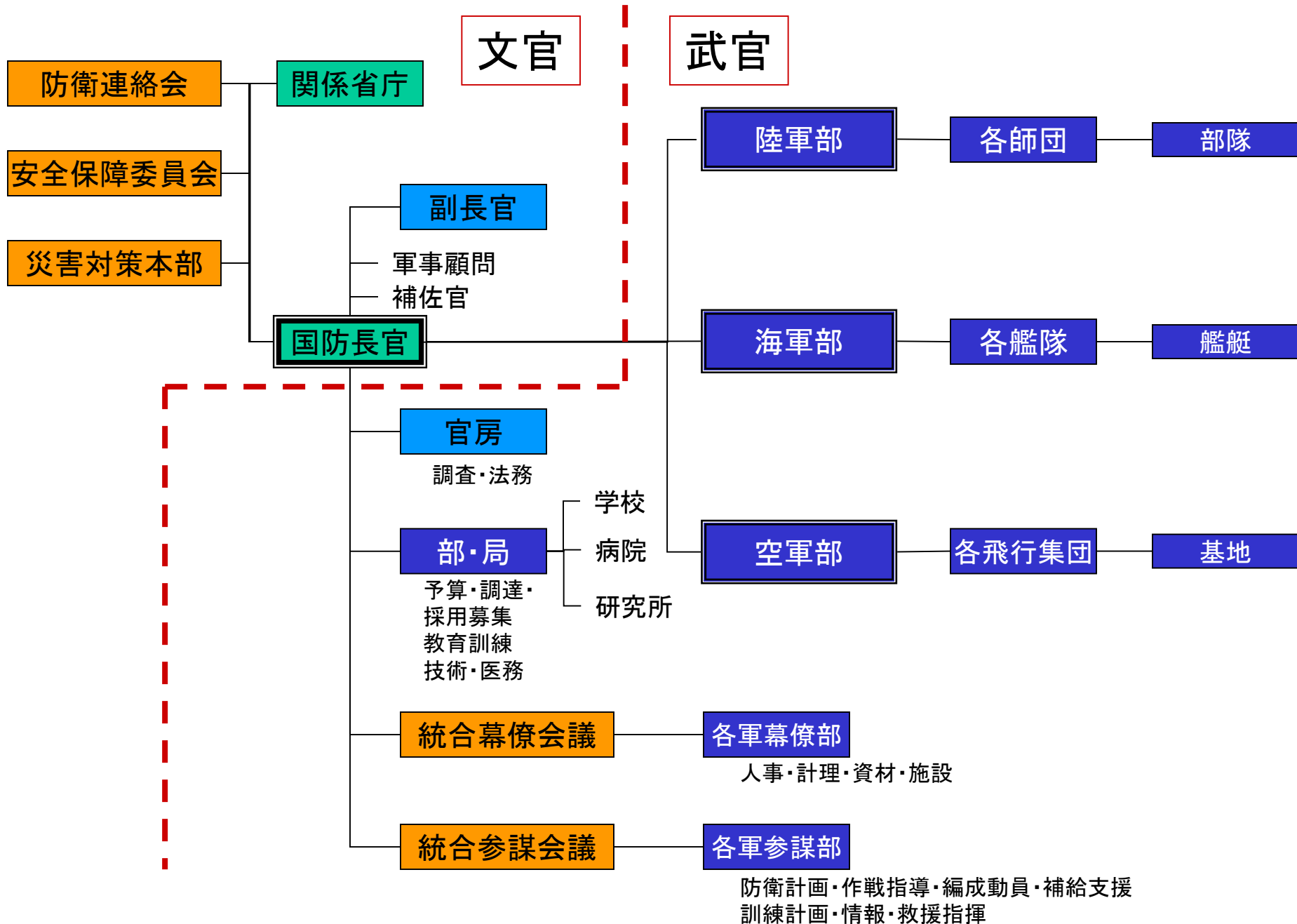


# 国防軍の組織体制



# 国防軍の組織体制(解説)

行政府各組織即ち省庁は長官を頂点とした統制組織である。すなわち統一された命令系統が確立していなと、実効的な機能を果たせない。殊に組織が巨大な「国防軍」は、最高司令官の命令を唯一として全軍が動く確固たる体制を整えることが必須である。もし一部でも統制が不完全ならば、その弊害は深刻な事態をもたらすであろう。

## 【憲法】

・国防軍の統制は行政府の管理下にある。

### 国防長官

- ・国防に関する一切の責任は、国防長官が負う。
- ・国防長官は、全軍を統制する最高司令官である。(解説1)
- ・国防長官は、文民でなければならない。(解説2)
- ・国防長官は、いかなる事態においても全軍を指揮可能な体制を執り、不測の事態においては、予め指定された行政官がその職務を代行する。(解説3)

(解説1) 軍の統制権は国防長官一人に帰す。普通、軍の最高司令官は、国民に選ばれた大統領等である。しかし、大統領は軍事の専門家ではない。国防、特に軍組織の知識に疎い者に、全軍を統制することが果たして可能か？ 軍の実情を熟知した者が司令官となれば全軍を統制できる。ただし行政府の一長官たる者が自己の意思のみで軍を動かすことはできない。「安全保障委員会」等、他の長官も参与する全体会議の決定に従わなければならない。もし統制が出来なければ国防長官は、行政長官により更送されるであろう。

(解説2) これが文民統制(シビリアンコントロール)の原則。つまり武器を持った者(武官という)が議会に参加することを許さない。なぜなら武器をちらつかせて、「俺の言うことに従え！」となれば民主主義の壊滅。ただし、国防長官は軍経験者を選定した方が上記統制上有利。(ただ国防長官は軍籍(予備役を含む)を離れてから一定期間以上経過が必要(国防関連法にて)等制約を設ける。また、武官と言えども公務員である以上、議会に出頭して直接尋問を受け、答弁する義務がある)

(解説3) 国防長官が突然倒れた等の事態になれば、統制権の不能という危機的状態になる。それを回避する上で、長官の命令または行政長官の指示により、予め指名されていた国防副長官(副長官の任命にあたっては行政長官の認可が必要)が職務を代行する。統制権の継承序列は明文化されており、副長官自身の意志により、権限を持つことはありえない。

## 【国防関連法】

- ・国防軍は陸・海・空の三軍により構成され、各軍および各部隊を指揮できる者は、唯一国防長官のみである。各軍は国防長官以外の命令に服してはならない。(解説4)
- ・陸海空各軍は自軍全域の軍政を担当する幕僚部を設置し、各軍の武官を配置する。(解説5)
- ・陸海空各軍は自軍全域の軍令を補佐する参謀部を配置し、各軍の武官を配置する。
- ・戦時における予備役の徴集方法は別途定める。(解説6)

平時を基本とした組織及び動員内容。

(解説4) 軍を陸海空の三つに分けるのは常識。三軍は独立しており、優劣なく平等である。三軍を直接指揮できる者は国防長官一人に限定。(長官と現場指揮官の間にはいかなる官僚も入らない) 三軍に分ける理由は軍事力を分散させることにある。

(解説5) さらに軍の権限を分散させるために、軍政と軍令に分け、軍政に重きを置く。これが平時の基本。軍政には、人事、計理を管理する権限を与える。人と金を制する者は組織を制するというわけである。民主主義に基づく政治とは、力によるものではなく、力を持たない民意に基づく。この精神を尊重するために、力の分散を図ったものである。

(解説6) 軍事という特殊事情から問題となるのが、平時と戦時の必要な兵員の規模が全く異なるということ。平和な時代にこんなにたくさんの兵士を雇うことは税金の無駄であるという考え方。かと言っていざ戦争になったらときに兵がいなのは困る。そのために予備制度をどう整えるかが昔からの課題としてある。

平時にこそ軍事以外のこと、例えば日本の自衛隊のように災害時の救護、復旧、支援など、それに特化した装備・訓練そのものを軍事と並行して強化し、災害対策に当てた組織整備・人員配置を整えることが、経済面でも政治的側面においても有効な時代に来ていると言えよう。そういう変化をこれらかの軍は求められている。

# 統制について

国防軍は力を持っています。そこで最大の懸念事項は軍の統制が利かなくなること。この最悪の事態を回避するために以下若干の補足をします。

## ■非常時を想定とした権限の委譲順位

国防軍の最高司令官を国防長官としたならば、もし万が一国防長官に不測の事態が発生した場合、ただちに指揮権を交代させる必要があります。

そのために、

- ・国防長官により、予め国防副長官を指名して置く。
- ・国防副長官は、国防長官と同様文民であり、軍役を離れて一定の年数(10年以上)を経過した者に限る。
- ・国防副長官の指名にあたり、行政長官の承認が必要である。
- ・国防長官から国防副長官への指揮権の移行は行政長官の判断にゆだねられる。
- ・国防長官と国防副長官は、不測の事態に備えてできる限り行動を共にしない。
- ・国防長官と国防副長官ともに不測の事態が発生した場合、国防軍の指揮は行政長官が執る。

## ■軍事顧問

国防軍がその武力を背景に政治に介入してくることは、断固として阻止しなければなりません。そのための仕組みを予め法によって定めておく必要があると思います。

- ・国防長官の配下に複数(10名以上)の軍事顧問を置く。軍事顧問はすべて文民であること。
- ・軍事顧問は、それぞれ独立した軍政学、国際政治学の専門家であり、国連の委員等を兼任する。
- ・軍事顧問は、一部専門に特化した者を省き原則軍役未経験者であること。
- ・軍事顧問は、政治的中立、思想性を持たないことを条件に国防長官により任命されるが、任命にあたり行政長官の承認が必要。
- ・軍事顧問が、国防軍の指揮を執ることはない。

## 日本の自衛隊における組織統制の問題

最後に一言。

日本の自衛隊の場合、この統制(軍の指揮命令系統を統一して、一人の司令官が全軍を動かす体制)が問題になると思います。防衛大臣は普通、国防・軍事とは無関係な議員が選ばれます。従って自衛隊の統制ということに関しては、全く不慣れな大臣が直接部隊に命令を出すことができない。間に背広を着た事務官を挟んでいる状態です。こんなことで有事の際本当に部隊を動かせるのか大いに疑問です。

司令官は直接現場に指揮できなければ、現場は動きません。あいまいな指揮命令系統では、指令もあいまいになります。一つのミスで軍は壊滅です。それほど統制というものは責任重大なのです。それをまったく軍事に疎い者がこなせるなんて信じられません。

ついでに言うと、例の東日本大震災の際、テレビのバラエティー番組でゲストが発言していました。復興支援に従事していた自衛隊隊員についてはその活躍ぶりを褒め、逆に大臣はだらしがないと批判していました。何かおかしいとは思いませんか？

自衛隊員は大臣の命令で動いているわけじゃないのですか？

大臣など無視して自衛官が独自の判断で献身的に仕事をしているとでも？

大臣がだらしなければ自衛隊全体がだらしがない。自衛官が成果を挙げているのであれば、それは大臣にとっても功績です。つまりどんな場合も組織は一体です。

民間企業の場合、社長はだらしがないが、社員一人ひとり頑張っていると評価されることがたまにあります。国の行政機関、特に軍のような統制された組織において、長官はだらしがないが、兵士はよく働いている。なんてことは絶対にありえない。

あったら異常だ。組織の統制がまったく取れていないことになります。それはとても恐ろしいことです。

なぜなら武器を携えた兵士が、何のために何をすることがまったく分からないとなれば、もしかしたら兵個人の判断でその武器を使用するかもしれない。武器を持たない国民からすればこれほど恐ろしいことはないのですから。